

第 15 号議案

神戸市有馬温泉の館条例の一部を改正する条例の件

神戸市有馬温泉の館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市有馬温泉の館条例の一部を改正する条例

神戸市有馬温泉の館条例（平成13年 4 月条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第 5 条関係）				別表（第 5 条関係）			
区分		利用料金（1 人に つき）		区分		利用料金（1 人に つき）	
		1 回分の 券	11 回分の 券			1 回分の 券	11 回分の 券
大人	金の湯	800 円	8,000 円	大人	金の湯	650 円	6,500 円
	銀の湯	700 円	7,000 円		銀の湯	550 円	5,500 円
小人	金の湯	350 円	3,500 円	中人	金の湯	340 円	3,400 円
	銀の湯	300 円	3,000 円		銀の湯	290 円	2,900 円
未就	[略]	[略]	[略]	小人	[略]	[略]	[略]
学児	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
備考 この表において「大人」とは				備考 この表において「大人」とは			

15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者を、「小人」とは6歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者（大人を除く。）を、「未就学児」とは大人及び小人以外の者をいう。

12歳以上の者を、「中人」とは6歳以上12歳未満の者を、「小人」とは大人及び中人以外の者をいう。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

神戸市有馬温泉の館の利用料金の上限等を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。